

有害鳥獣駆除実施のお知らせ

本市におきましては、カラス等による農産物等への被害防止を図るため、下記のとおり銃器による有害鳥獣駆除を実施いたします。

実施にあたりましては、周囲の安全を十分確認のうえ行いますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

1 駆除実施日

第1回 令和4年4月17日(日) 午前5時頃～午前8時頃

第2回 令和4年5月1日(日) 午前5時頃～午前8時頃

第3回 令和4年5月15日(日) 午前5時頃～午前8時頃

第4回 令和4年5月29日(日) 午前5時頃～午前8時頃

2 実施区域(下記地域の主に住宅地を除いた田畑周辺)

稲枝学区(新海浜を除く)・亀山学区・鳥居本学区の全域および三津屋町、須越町、八坂町、甘呂町、日夏町、開出今町、蓮台寺町、辻堂町、堀町、広野町、犬方町、金剛寺町、森堂町、極楽寺町、宇尾町(犬上川左岸)、野田山町、正法寺町

※なお、実施区域については、捕獲物の動向や天候等により当日決定いたしますので、予めご了承願います。

3 捕獲対象鳥獣

カラス・ドバト

4 捕獲方法

銃器による

5 その他

駆除従事者は、オレンジ色の帽子・ベストおよび腕章を着用し、有害鳥獣捕獲従事者証を携帯しています。

【問い合わせ先】

彦根市農林水産課

TEL : 0749-30-6118

有害鳥獸捕獲許可範圍

